

## 平成 29 年度第 1 回 愛知県都市計画審議会

平成 29 年 7 月 4 日（火）午後 2 時 00 分

愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

### 【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

定刻となりました。日比委員がまだ到着されておりませんが、少し遅れるとの御連絡をいただいておりますので、これより始めさせていただきます。

ただいまから平成 29 年度第 1 回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、事務局からお知らせがございます。

愛知県では 5 月 1 日から 10 月 31 日までを「さわやかエコスタイルキャンペーン」実施期間とし、軽装・ノーネクタイの励行を進めております。したがって、本日の審議会におきましても、幹事及び事務局は軽装・ノーネクタイで対応させていただいており、各委員の皆様にも御協力を呼びかけております。どうぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、傍聴される方々をお願いいたします。本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴してくださいようお願い申し上げます。

携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしてください、かばん等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して、審議会を傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

### 【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

会長の中村でございます。一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、平成 29 年度第 1 回の愛知県都市計画審議会ということで、大変お忙しいところ、また大変蒸し暑い中、皆様お越しいただきまして誠にありがとうございます。

昨年度から、県の建設部のほうで、平成 30 年度末に向けて、これからの都市計画マスタープラン、それから区域区分等の見直しの作業を進めていただいているところでございます。

皆さん御存じのように、愛知県でも平成 32 年をピークに人口が減少に転ずると予測されているわけですが、そういった中で、これから人口減少、高齢化社会の中で災害に強い地

域づくりをしていくということが非常に大きな課題になっているわけで、そのためのまちづくり、都市づくりのビジョンという形でお手元のこういった冊子が本日も配付されております。

今後、今年度、来年度に向けて引き続き作業が進んでいくと思われましても、こういった状況の中で都市計画審議会の役割は一層重要になってまいりますので、どうか皆様方、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員の皆様方には、本日は台風も接近しているとの予報もございますので、円滑な議事進行に御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で御挨拶にかえさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

**【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】**

ありがとうございました。

次に、当審議会の委員の方々に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、併せて御覧ください。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました豊橋市長の佐原光一委員でございますが、本日は所用により御欠席でございます。

県議会の議員として委員をお願いいたしました小林功委員でございます。

堀寄純一委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 堀寄純一）】**

堀寄です。よろしくお願ひします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】**

石塚吾歩路委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】**

よろしくお願ひいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】**

日比たけまさ委員につきましては、多少遅れるとの御連絡をいただいております。

続きまして、大嶽理恵委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 大嶽理恵）】**

よろしくお願ひします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】**

木藤俊郎委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 木藤俊郎）】**

よろしく申し上げます。

**【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】**

また、本日の上程議案のうち、第1号議案は区域区分、つまり市街化区域及び市街化調整区域に関する案件ですので、当該案件につきまして臨時委員の方々に御出席をお願いしております。

本日御出席の臨時委員の方を御紹介申し上げます。

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の山本信介委員でございます。

**【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 山本信介）】**

よろしくお願ひいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】**

以上でございます。

次に、平成29年度の当審議会の幹事でございますが、お配りいたしました委員名簿の裏面が幹事名簿となっておりますので、この名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として秀島栄三委員、小林功委員を指名いたします。

また、先程事務局から御紹介のありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、当審議会常務委員会委員に指名いたします。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました佐原光一委員、県議会の議員として委員をお願いいたしました委員のうち、堀寄純一委員、石塚吾歩路委員、日比たけまさ委員、以上の方々を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案

「知多都市計画区域区分の変更について」から第4号議案「東浦町における特殊建築物の敷地の位置について」までの4議案でございます。

それでは、第1号議案「知多都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 八田陽一】

都市計画課長の八田でございます。よろしくお願いいたします。

第1号議案の御説明をさせていただく前に、少しでも訂正させていただきたいことがございます。

先程の委員の御紹介の中で、木藤委員のお名前を、「としろう」というところを「よしろう」と言い間違えてしまいました。おわびして訂正させていただきます。

それでは、第1号議案「知多都市計画区域区分の変更について」、御説明いたします。

議案書は1ページから5ページ、議案概要説明書は1ページから2ページ、図面は図面番号1から5でございます。

なお、委員お二人につき1台用意いたしましたモニターにも図面を表示いたしますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

まず初めに、図面番号1の索引図を御覧ください。

この索引図は、図面の右下に掲載しました愛知県全図のうち、赤色四角で表した範囲の知多都市計画区域を中心に表示しております。

第1号議案につきましては、図面中央やや上に示しております大府市と、図面中央やや左に示しております知多市におきまして、区域区分の変更を行おうとするものでございます。

それでは、大府市に関する案件より説明させていただきます。

1地区目、大府北山地区につきましては、図面番号2の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面の右下に掲載しました愛知県全図のうち、赤色四角で表した大府市のやや北側に位置する大府北山地区とその周辺地域を示すものでございます。

初めに、位置関係について説明させていただきます。

図面左側には南北にJR東海道本線が通過し、上側に共和駅、下側に大府駅がございます。また、大府駅の右上にオレンジ色で大府市役所を表示しております。図面上側から右下側にかけてJR東海道新幹線が通過しており、右下側に二級河川境川がございます。

今回御審議をお願いする案件は、図面中央の赤色斜線で示した大府北山地区におきまし

て、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

続きまして、図面番号3の計画図を御覧ください。

区域区分を変更しようとする大府北山地区の区域を赤色の実線で囲っております。

本地区は、JR 東海道本線共和駅周辺の市街化区域に隣接し、駅に近く、都市計画道路荒尾大府線や国道 366 号などに接続するとともに、周辺には北山小学校や大府北中学校が立地し、住居系市街地に適した地域でございます。

また、大府市都市計画マスタープランにおいても、土地区画整理事業などにより、周辺の農地や緑地などの自然環境と調和した緑豊かで潤いのある住宅地の計画的な整備を推進する地区として位置づけております。

大府市では、土地区画整理事業による計画的な住居系市街地の形成を図るため、これまで地域住民や関係機関との協議を進めてまいりましたが、その調整が整い、道路、公園、調整池などの都市基盤整備の確実性が確保されることから、大府市決定の土地区画整理事業の都市計画決定に併せ、面積約 27.1ha の区域について市街化調整区域から市街化区域への区域区分の変更を行うものでございます。

区域区分を変更しようとする区域は、青色の破線で示しております土地区画整理事業の区域及び既に市街地化された隣接する地区を含んだ区域でございます。

画面を御覧いただきますと、画面に表示している参考図は、今回区域区分を変更する区域の土地利用計画を示しております。左下の凡例で住宅系土地利用を薄い黄色としておりますが、御覧いただくとおり、区域内の大半が住宅系の土地利用を予定しております。

なお、大府市決定となります用途地域につきましては、土地区画整理事業による面的整備に備え、無秩序な開発行為を抑制するため、当面第一種低層住居専用地域、容積率 50%、建ぺい率 30%を定めることとしております。

続きまして2地区目、知多信濃川東部地区について、図面番号4の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面右下に掲載いたしました愛知県全図のうち、赤色の四角で表した知多市の北側に位置する知多信濃川東部地区とその周辺地域を示すものでございます。

初めに、位置関係について説明させていただきます。

図面右上側に東海市、左下側に知多市が位置しており、図面左側において都市計画道路西知多道路が南北に通っております。また、この西知多道路に並行するように名鉄常滑線が通過しており、上側には太田川駅、左下側には朝倉駅がございます。その朝倉駅のやや

上にオレンジ色で知多市役所を表示しております。

今回御審議をお願いする案件は、寺本駅の右側で、図面中央やや左側の赤色斜線で示した知多信濃川東部地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

続きまして、図面番号5の計画図を御覧ください。

区域区分を変更しようとする知多信濃川東部地区の区域を赤色の実線で囲っております。本地区は、名鉄常滑線寺本駅周辺の市街化区域に挟まれた地区でございます。駅の徒歩圏に位置しており、周辺には都市計画道路東海知多線や都市計画道路八幡亥新田線が通過し、また周辺には八幡小学校、八幡中学校が立地しており、住居系市街地に適した地域でございます。

知多市都市計画マスタープランにおいては、交通利便性を活かすとともに、良好な居住環境の創出や周辺環境への配慮等により魅力ある新市街地の形成を図るとして、住居系の新市街地に位置づけております。

知多市では、土地区画整理事業による計画的な住居系市街地の形成を図るため、これまで地域住民や関係機関との協議を進めてまいりましたが、その調整が整い、道路、公園、調整池などの都市基盤整備の確実性が確保されることから、知多市決定の土地区画整理事業の都市計画決定に併せ、面積約15.2haの区域について、市街化調整区域から市街化区域への区域区分の変更を行うものでございます。

また、区域区分を変更しようとする区域は、青色の破線で示しております土地区画整理事業の区域及び既に市街地化された隣接する地区を含んだ区域でございます。

画面を御覧いただきますと、画面に表示している参考図は、今回区域区分を変更する区域の土地利用計画を示しております。左下の凡例で住宅系土地利用を薄い黄色としておりますが、御覧いただくとおり、区域内のほとんどが住宅系の土地利用を予定しております。

なお、知多市決定となります用途地域につきましては、土地区画整理事業による面的整備に備え、無秩序な開発行為を抑制するため、当面第一種低層住居専用地域、容積率50%、建ぺい率30%を定めることとしております。

大府市及び知多市に関するこれらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成29年4月7日から4月21日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき、大府市及び知多市に意見照会しましたところ、

異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。  
いかがでしょうか。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

どなたもないのでしたら、一つ聞かせていただいでよろしいでしょうか。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

お願いします。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

単純な質問が一つ目で、例えば信濃川流域のところは大変地盤高が低いんだと思うんですけども、都市計画上、区画を変更する以上に、ここに人が住むということの整備っていうのは、一部に防災調整池っていうのが描かれているのは理解はいたしたんですけど、何か手段なんかは講じてはおられるのでしょうか。

【都市計画課長 八田陽一】

この信濃川東部地区につきましては、浸水の実績がやはりございます。それは東海豪雨のときに床下浸水といったものがございました。

今回この事業を進めるにあたりまして、そこら辺を河川管理者とも調整を進めて、この信濃川東部地区の北西側に信濃川がございまして、その河川改修をするために、この土地区画整事業の中で用地を出して、河川の断面を現在の断面の1.6倍にするというような河川改修を行う予定としております。それとともに、先程委員もおっしゃったように、調整池をつくりまして30年に一度の確率の洪水が出たときも、何とかその池で内水氾濫を防ぐような措置をとった上で区画整理事業をやって、市街地に編入するというふうな計画をしております。

以上です。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

もう一つ伺ってもいいですか。

公園が2ヵ所配置されているというのは緑色のところで見えるんですけども、よく東

京なんかで下町に人が住む、これはよけることはできないということで、公園だったりとかそういったところには地下に水を自動的に許容するような場所をつくるとか、人が住むところだから、とりあえずは防災に依拠した計画を立てることが多いのですが、この二つの公園、またあるいはそれ以外にも公園をつくるというような御予定はあるんですか。

【都市計画課長 八田陽一】

地下貯留というようなことでよろしいですかね。

愛知県の中でも、調整する場所がないようなときにはあえて地下貯留、例えば小学校のグラウンドの地下を使ったりとか、そういうことをやっている事例はございます。ただ、この場合もともとが全体が田んぼでございますので、そういうことをしなくても、この田んぼの一部を調整池にかえるということで十分な調整容量がとれるということで、多少金額も張るということもありまして、公園の下を貯留ということの計画はしていないということでございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

はい。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのほか御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の山本委員には御退席いただきます。どうもありがとうございました。

（臨時委員 退室）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

続きまして、第2号議案「名古屋都市計画道路の変更について」及び第3号議案「尾張

都市計画道路の変更について」の2議案は関連案件ですので、一括上程いたします。県当局の説明を求めます。

**【都市計画課主幹 片山貴視】**

都市計画課主幹の片山でございます。よろしくお願いいたします。

第2号議案「名古屋都市計画道路の変更」及び第3号議案「尾張都市計画道路の変更」につきましては、関連した案件でございますので、併せて説明させていただきます。

議案書は、第2号議案が7ページから10ページ、第3号議案が11ページから14ページ、議案概要説明書は3ページ、4ページ、図面は図面番号6、7でございます。

引き続きモニターにも図面を表示いたしますので、併せて御覧ください。

お手数ですが、図面番号6の総括図を御覧ください。お配りした図面は、横向きにしていただき、上側を北として御覧ください。

この総括図は、図面左上に掲載した愛知県全図の赤色で着色した部分を拡大したもので、愛知県の北西部に位置する清須市及び稲沢市とその周辺の地域を示しております。

図面の右下にオレンジ色の丸印で示しておりますのが清須市役所で、清須市役所を取り巻くように図面下側から右側にかけて紫色で示しておりますのが、名古屋第二環状自動車道の高速名古屋環状2号線及び国道302号の名古屋環状2号線であります。右側中段には清洲ジャンクションが位置しており、ここから上に向かって国道22号線及び名古屋高速道路の名岐道路が通っております。そして、図面右下から国道22号線と並行するようにJR東海道本線と名鉄名古屋本線が南北に縦断しており、中央下寄りには名鉄の新清洲駅が、上のほうにいきますと名鉄の国府宮駅、JRの稲沢駅がございまして、名鉄国府宮駅の左のほうにオレンジ色丸印で示す稲沢市役所がございます。

図面の右下の清須市役所付近から名鉄名古屋本線に並行して稲沢市との境まで名古屋都市計画道路助七西市場線が都市計画決定されており、清須市市街地と稲沢市を結ぶ幹線道路となっております。

また、助七西市場線の終点から先は都市計画区域が変わりまして、左に向かって尾張都市計画道路給父清須線が都市計画決定され、稲沢市南部を横断し、旧平和町市街地とを結ぶ幹線道路となっております。

今回御審議をお願いする案件は、赤色の実線及び点線で示しております名古屋都市計画道路3・4・286号助七西市場線と尾張都市計画道路3・4・27号給父清須線についてでございます。そして、変更を予定している区間は、赤色実線で表示した都市計画道路給父

清須線と名鉄名古屋本線が交差する箇所の前後約 440mの区間となります。

都市計画変更の内容説明に先立ち、名鉄名古屋本線新清洲駅付近高架化事業の概要につきまして御説明させていただきます。

お手数ですが、モニターを御覧ください。

画面は、先程の図面を部分的に拡大したものになります。名鉄名古屋本線が中央を南北に走っており、中央下寄りに新清洲駅がございます。新清洲駅から名鉄名古屋本線に沿って北西に向かっていきますと、駅のすぐ北側で都市計画道路西清洲上条線と名鉄名古屋本線が交差し、更に名鉄名古屋本線沿いにいきますと、図面の中央で都市計画道路名古屋環状2号線が交差し、更に北西にいきますと都市計画道路給父清須線が名鉄名古屋本線と交差しております。この3ヵ所は現在平面交差の踏切であり、いずれも緊急的に対策の検討が必要な踏切に指定されております。

このため、踏切部の慢性的な交通渋滞の解消及び五条川の名鉄橋梁部における河川改修を目的に、都市計画道路西清洲上条線、都市計画道路名古屋環状2号線、都市計画道路給父清須線、それと一級河川五条川等を含む名鉄名古屋本線の丸ノ内駅北から大里駅南まで延長約 2.8km を一体的に高架化する事業を行います。

それでは、次に都市計画変更の内容につきまして御説明させていただきます。

お手数ですが、図面番号7の計画図を御覧ください。

東西方向に赤色及び黄色で表示した道路のうち、都市計画区域界の東側が清須市の名古屋都市計画道路助七西市場線、都市計画区域界の西側が稲沢市内の尾張都市計画道路給父清須線であり、変更前を黄色、変更後を赤色で表示しております。現在、都市計画道路給父清須線が高架となり、名鉄名古屋本線上を通過する立体交差形式で、沿道利用に必要な副道を含めた、幅員 16m から 26m で都市計画決定しております。

今回、鉄道高架化事業により、都市計画道路給父清須線の上を名鉄名古屋本線が高架で通過する立体交差形式に変更することに伴いまして、都市計画道路給父清須線及び接続する都市計画道路助七西市場線について、平面道路として必要な幅員である 16m に変更いたします。

また、現在都市計画道路給父清須線が高架となっていることから、稲沢市決定である都市計画道路 3・5・458 号井之口線とは副道を介して接続する計画となっておりますが、今回、副道を介さず本線同士が直接交差することに伴い、交差点部において安全で円滑な交通処理を図るため、右折車線設置に必要な幅員 17.5m に変更いたします。

本案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、平成 29 年 4 月 7 日から 4 月 21 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき、清須市及び稲沢市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。いずれも一つの連続立体に伴う都市計画の変更ということですが。

それでは、特に御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 2 号議案及び第 3 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 2 号議案及び第 3 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 4 号議案「東浦町における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

**【知多建設事務所建築課長 林 靖郎】**

知多建設事務所建築課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

第 4 号議案「東浦町における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速でございますが、議案書は 15 ページから 17 ページ、議案概要説明書は 5 ページ、図面は図面番号 8 から 10 を御覧ください。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者はオオブユニティ株式会社代表取締役相木徹、名称は東浦総合リサイクルプラント、敷地の位置は知多郡東浦町大字森岡字外新切 3 - 3 他 12 筆、敷地面積は 18,029.02 m<sup>2</sup>、建築物は既設が 2 棟、新設 4 棟の計 6 棟で、延べ面積の合計は 5,474.76 m<sup>2</sup>でございます。

処理施設の 1 日あたりの処理能力は、汚泥の乾燥施設 112.5 m<sup>3</sup>、汚泥の焼却施設 24 t、廃油の焼却 8.6 m<sup>3</sup>、廃プラスチック類の破砕 80.1 t、廃プラスチック類の焼却 106.2 t、木くずの破砕 83.2 t、産業廃棄物の焼却 131.2 t、ほかに一般廃棄物の焼却 100.1 t がありますが、平成 28 年 11 月 11 日に東浦町都市計画審議会において御審議をいただき、都市計画上支障がないものと認められております。

申請者は、昭和 52 年に産業廃棄物の処分業及び収集運搬業の許可を受け、廃棄物関連の業務を行っております。申請地においては、平成 9 年に建築基準法第 51 条ただし書許可及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律による、産業廃棄物と一般廃棄物の焼却などの処理施設設置許可を受け、廃棄物処理事業を行っております。

焼却炉は設置後 18 年を経過し、更新の時期を迎えております。このため、焼却処理時に発生する熱を利用して発電するサーマルリサイクルの導入や、発電時に発生する蒸気の熱を利用する汚泥の燃料化施設等、環境に配慮したリサイクル主体の施設計画としたところ、処理能力の増加、処理品目の追加及び敷地の拡張が必要となりました。

処理能力が増加するものは、廃プラスチックの破砕が 1 日あたり 24 t から 80.1 t、汚泥の焼却が 1 日あたり 12 t から 24 t、廃プラスチックの焼却が 1 日あたり 23.5 t から 106.2 t となります。処理品目を追加するものは、木くずの破砕、廃油の焼却、その他産業廃棄物の焼却及び汚泥の乾燥でございます。また、従業員等の駐車場や運搬車両の待機スペースを確保するため、敷地面積 14,631.49 m<sup>2</sup> から 18,029.02 m<sup>2</sup> に拡張する計画となっております。このような施設の更新計画に伴い、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号 8 の総括図を御覧ください。

図面中央やや上の赤で示した建設地と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は東浦町の北東部に位置し、東浦町役場より北東へ約 2.5km、尾張森岡駅から東に直線距離で約 0.8km の市街化調整区域内に位置しております。都市計画道路衣浦西部線の東側で五箇村川と境川に挟まれた位置となっております。

次に、図面番号 9 の付近状況図を御覧ください。

建設地は図面中央の赤い斜線で示した部分です。周囲の状況は河川に囲まれており、敷地を横断する形で都市計画道路刈谷東浦線が、西側は町道森岡 6 号線がございます。建設地周辺の建築物は、町道森岡 6 号線を挟んで西側に青色の建築物は工場、北側、図面の上部にあるオレンジ色の建築物は汚水処理場です。

次に、施設計画について御説明いたします。

本施設は既存施設の更新でございますので、さきに現在の施設の状況を御説明いたします。

前のスクリーンに現況図を表示しますので、御覧ください。

都市計画道路刈谷東浦線を挟んで北エリア、南エリアに分かれた南北に長い敷地となっており、北エリアには廃棄物焼却施設や管理棟を、南エリアには破碎施設、熔融施設、選別のための施設や一時保管のための施設が配置されております。

今回の計画では、北エリアにある管理棟と南エリアにある污水处理棟は既存の施設を残し、継続使用します。また、南エリアの南側の赤色点線は敷地を拡張する部分を示しております。

次に、今回の計画について御説明いたします。

図面番号 10 の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地境界線、黄色の塗りつぶしが建築物で、紫色の線が廃棄物処理装置でございます。申請地は、北エリア、南エリアに分かれ南北に長い敷地となっておりますので、前のスクリーンではエリアごとに拡大したものを表示しております。

最初に、北エリアについて御説明いたします。

建築物は、汚泥処理棟、既存管理棟がございます。廃棄物処理装置は汚泥処理棟に汚泥乾燥機を新設するもので、処理する前の廃棄物や処理した後の資材は、この汚泥処理棟に保管する計画です。敷地への車両出入口は、黒い三角印で示してございます。

次に、車両動線について御説明いたします。

西側の幅員 4 から 8 m の町道森岡 6 号線を利用し、場内を一方通行とするため、南側を入り口とし、北側を出口としております。敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、また青色の線上に公害防止上有効な塀を設けて環境整備に努めております。更に、従業員用駐車場を敷地内に確保し、かつ搬出入車両の待機場所を処理施設の周辺に適切に確保するなど、周辺への影響を少なくするよう計画をしております。

続きまして、南エリアについて御説明いたします。

建築物は、破碎・選別施設棟、既存污水处理棟、焼却施設棟、医療廃棄物貯留・供給装置棟がございます。廃棄物処理装置は、破碎・選別施設棟に破碎機を、焼却施設棟の南側に廃棄物焼却発電設備を新設するもので、北エリアと同様に処理する前の廃棄物等は建物

内に保管する計画でございます。

次に、車両動線について御説明いたします。

北エリアと同様に場内を一方通行とするため、西側の幅員5から8mの町道森岡6号線に面した南側を入り口とし、都市計画道路刈谷東浦線に面した北側を出口としております。敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、また青色の線上に公害防止上有効な塀を設け、環境整備に努めております。更に、従業員用及び業務用駐車場を敷地内に確保し、かつ搬出入車両の待機場所を処理施設の周辺に適切に確保し、周辺への影響を少なくするよう計画をしております。

以上で計画図の説明を終わらせていただきます。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、全ての環境保全目標をクリアしております。

また、関係町である東浦町長から、支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。お願いします。

**【委員（愛知県議会議員 小林 功）】**

細かい話になるかもわかりませんが、要は産業廃棄物を積んだ車が入ってくるわけですが、産廃そのものは必ず屋根のあるところへ搬入してしまっていて、外で車がとまっているとかそういう状況って想定できませんか。

というのはですね、雨降りの日に持ってきますと、敷地内そのものに雨水が汚れたまままざーっと流れちゃうわけですね。これ見て、そういう雨水は特に処理せずに流すようになっているのか、そういう敷地内の雨水もその可能性があるから一旦どこかで処理して放流するのか、その辺がちょっとよくわからないんですが。先程環境基準をクリアしているという話ですから問題はないと思いますが、まだ周辺には農地等もあるみたいですし、いろんな面でそこら辺の、敷地内の水の排出についてどういうふうになっているかちょっと教えてください。

**【知多建設事務所建築課長 林 靖郎】**

ただいまの御質問でございますが、新設する施設、焼却施設につきましても汚泥乾燥処理施設につきましても、屋根がある部分の中に車両を搬入しまして、そこらゆる地

下ピットに放出するという計画になっておりますので、雨ざらしになることはございません。

また、ピット内の水につきましては、例えば焼却炉であれば、その水の中で噴出をして再利用いたしますものですから、そうしたものが場外に流れることはございません。

以上でございます。

**【委員（愛知県議会議員 小林 功）】**

そうしますと、運搬してきた車っていうのはカバーされたものがそのまま屋根のあるところへ入るから、雨にぬれてその水が敷地内へ落ちるということはないということでしょうか。それとも、それは微々たるものだからその辺は大丈夫ですよ、ということで、持ってきたもの自体は屋根のある中で保管するわけですが、どうしてもこういう施設をつくりますと、大量に搬入しなきゃならない事態が出てくると、後ろのコンテナだけ外に積んであるというのをよく見られるんです。そうしますと、お天気の日はいいですけれども、やっぱり雨が降りますといろんなものの中に雨水が入って敷地の中が汚れたような雨水があると、その処理装置がなければそのまま放流される可能性があるものですから、その辺が若干気になるので、そういうことがないならないでいいんですね。そこだけお願いします。

**【知多建設事務所建築課長 林 靖郎】**

主に搬入する車が、いわゆる町なかの一般ごみを収集するようなパッカー車がもうございます。それ以外のものにつきましては、図面でいうと北エリアのほうに洗車場を設けておりまして、ある程度汚れた場合はその洗車場で洗車をいたします。

その排水につきましては、きちんと浄化した後に排水をするということでございまして、通常の車が雨ざらしになっているとか、若しくはごみを降ろした後にずっと雨ざらしになって敷地内にそういったような水が流れて、それが自然に雨水に流れていくということとはございません。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

よろしいでしょうか。

**【委員（愛知県議会議員 小林 功）】**

はい。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

そのほか、御質問、御意見等ございますでしょうか。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

じゃあ、聞かせていただいてもいいですか。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

はい。春山委員、お願いします。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

今の質問に非常によく似ていることなんですけど、今度は雨ではなくて、ここすごい軟弱地盤層のところの中州に設置していますよね。愛知県なんかでは、巨大な地震なんかを想定したときに、ここの地域で稼働している最中に何か起きるか起きないか、想定外のこともあるかもしれないんですが、わからないかなとは思いますが。そういったものに対しては、何か未然に防ぐようなことを考えてはおられるのでしょうか。

【知多建設事務所建築課長 林 靖郎】

地震については、考えられることは、一つはいわゆる液状化といって建物そのものが液状化で傾くといったことが考えられます。それにつきましては、今後建物の設計を進めてまいりますので、液状化に対しては安全になるような設計とさせていただきたいと思っております。

次に、地震ですと津波による浸水が懸念されるんですけども、ここの中州につきましては、今の南エリアの一部が、ある程度浸水する想定になっております。ただ、浸水する部分につきましては盛り土をしますので、ほとんど津波等による浸水はないと考えております。

それでも万が一今の焼却施設に影響がある場合は、先程申し上げましたサーマルリサイクルで発電をしておりますものですから、その電源を確保しながら、徐々にその運転を停止していくということになっております。

それでも更に間に合わないような急激に何とかとめなきゃいけない場合ですけども、ちょっと専門的な話になりますが、今回設置する焼却炉は細かな砂を非常に高い温度に熱して、その砂とごみをくっかせることによってごみを焼却するという方式をとっております。これは急に電源等が落ちましても、しばらくは砂が空中に浮いておりますものから、比較的早い時間で中のごみが焼却できると聞いておりますから、ずるずると焼却が続いて非常に危ない状況になるというような装置ではないとは聞いております。

以上でございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

はい。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほかございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第4号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第4号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

以上で、議案の審議を終了いたします。

本日の上程議案は以上でございますが、事務局から委員の皆様にご報告したいとの申し出がありました。

報告事項は、「都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて」でございます。委員の皆様には、いましばらく御協力をお願いします。

それでは、事務局から報告をお願いします。

【都市計画課長 八田陽一】

報告事項の「都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直し」につきまして、説明させていただきます。

皆様のお手元にA3の、右肩に「報告資料」と書いた1枚の資料と、そのほかに「愛知の都市づくりビジョン」、これにつきましては本編と概要版がございますので、併せて御覧になりながらお聞きいただければと思います。また、モニターには図表なども表示させていただきますので、基本的にはこちらを御覧いただければと思います。

初めに、都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直し方針と、その経緯につきまして説明させていただきます。

本県におきまして、人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、都市計画を取り巻く環境の変化に的確に対応し、県土全体の活力ある持続可能なまちづくりを推進していく必要がございます。そのため、都市計画区域ごとに都市づくりの基本理念、

都市の将来像、都市づくりの目標などを記載しました都市計画区域マスタープランの改定及び市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きの見直しにつきまして、平成30年度末の実施を目処に検討を進めております。

これらの見直しにあたりまして、昨年度は、県全体の今後の都市計画の基本的方針をまとめた「愛知の都市づくりビジョン」を策定したところでございます。愛知の都市づくりビジョンでは、愛知を取り巻く現状を整理するとともに、都市づくりの理念、基本方向を定め、都市計画区域の指定及び主要な都市計画の基本的な考え方について記載しております。

この愛知の都市づくりビジョンの概要につきまして、説明させていただきます。

都市づくりビジョンにおきましては、まず本県における都市づくりの現状と課題といたしまして、13にわたる項目について整理をしております。

その主な項目といたしましては、本県人口が平成32年ごろをピークに減少に転じる人口減少・超高齢社会の到来、リニア中央新幹線の開業を始めとした広域交通体系や、これを活かした全国のモノづくり中枢を担う産業集積、災害リスクなどへの対応などが掲げられております。このように本県を取り巻く状況は大きく変化しており、多様な視点から持続可能な都市づくりを進める必要があると考えております。

このため、様々な社会情勢の変化に的確に対応し、活発な産業活動のみならず、健康・長寿を含めたあらゆる面における「元気」と、これまで本県の都市計画が最も重視してきた県民の「暮らしやすさ」を、引き続き将来の都市づくりに追求していくという考えで、都市づくりの理念として「時代の波を乗り越え、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」を掲げております。この理念のもと、都市づくりの課題に的確に対応するため、五つの基本方向を示し、今後の都市づくりの方向性や主な施策の考え方を定めております。

その五つの基本方向は、①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換、②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進、③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進、④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保、⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進となっております。

また、ビジョンでは、都市計画区域の指定について示しております。

都市計画区域は、人やモノの動き、都市の発展の見通し、地形などから見て、一体の都市として捉える必要がある区域でございます。平成22年にそれまでの20の区域から6の区域に再編した現行の都市計画区域につきまして、再編以降の社会状況の変化について、

人口動態のほか、通勤や買い物による人の動きなど日常生活圏の状況などを確認したところ、都市計画区域の変更が必要なほどの変化が見受けられないというところから、引き続き6つの都市計画区域を指定することとしております。

都市計画区域マスタープランにつきましては、地域特性に十分に配慮しつつ、都市計画区域ごとに都市の将来像を明らかにするとともに、都市計画の基本的な方針について県が広域的な見地から定めるものでございます。

記載する内容としましては、都市計画法第6条の2に基づき、まず都市計画の目標として、都市づくりの基本理念やおおむね20年後の目指す将来都市像、そして先程説明した五つの基本方向ごとの目標などについて記載を行うこととしております。その他、区域区分の決定の有無や区域区分の変更にあたっての基本方針、土地利用、都市施設など主要な都市計画の決定の方針についても記載を行うこととしております。

続きまして、概略のスケジュールでございますが、都市計画区域マスタープランの改定につきましては、昨年度「愛知の都市づくりビジョン」を策定したところでございます。本年度は、この都市づくりビジョンに基づきまして、都市計画区域マスタープランの検討を行うこととしており、都市計画区域ごとに各市町村及び県の出先機関に加え、学識者をアドバイザーとした都市計画区域マスタープラン検討会議を立ち上げ、市町村と検討を進めるとともに、関係機関との調整を行い、平成29年度末を目処に都市計画の原案を作成してまいります。そして、平成30年度には公聴会の開催や案の縦覧、県都市計画審議会での審議を経て、平成30年度末を目処に改定を行っていきたいと考えております。

区域区分の見直しにつきましても、昨年度、土地利用計画見直しの基本的事項の骨子を作成し、本年度は市町村及び関係機関との調整を進めた上で都市計画の原案を作成し、都市計画区域マスタープランと同様の手続を経て、平成30年度末を目処に見直しを行っていきたいと考えております。

続きまして、資料のほうにはございませんが、モニターを御覧いただきたいと思います。

都市計画区域マスタープランの改定に向けた検討状況について、御報告させていただきます。

これまでに各都市計画区域で第1回目の検討会議を開催しました。検討会議におきましては、区域ごとの人口の動向や都市構造、土地利用などの現況整理、各都市計画区域が持つ魅力や区域が抱える課題の抽出などを行い、意見交換を実施したところでございます。また、おおむね20年後の都市の姿を展望した上での都市づくりの基本理念や基本理念の実

現に向けた都市づくりの目標について検討しております。現在検討中ではございますが、各都市計画区域の都市づくりの基本理念の案について御紹介させていただきます。

基本理念の作成にあたっては、愛知の都市づくりビジョンの基本理念である「時代の波を乗りこなし、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」の考え方を継承し、「元気」と「暮らしやすさ」に対応した理念を定めていこうと考えております。

まず、名古屋市を含む名古屋都市計画区域ですが、「元気」としては、リニア開業に伴う人やモノの動きの広域化、空港・港湾などの交流拠点を中心とした産業の集積など、国際的・広域的基盤を活かした都市づくり、「暮らしやすさ」としては、高次都市機能が集積し、これらのサービスを楽しむ都市づくりを進めます。これらの元気と暮らしやすさに係る都市づくりの方向性をまとめ、都市づくりの基本理念として、リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくりを掲げております。

続きまして、一宮市を含む尾張都市計画区域ですが、「元気」として、すぐれた広域交通体系、産業の集積、自然環境などの多様な地域資源を活かし、人、モノなどが集まる都市づくり、「暮らしやすさ」として、地域のコミュニティの維持やスプロール化の抑制を行い、歩いて暮らせる都市づくりを進めます。これらの都市づくりの基本理念として、広域から人やモノが集まるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくりを掲げております。

続きまして、半田市を含む知多都市計画区域ですが、「元気」として、臨海部の工業や南部の観光、農業などの特色ある産業が充実する都市づくり、「暮らしやすさ」として、都心に近接した利便性の高い居住環境と緑豊かで魅力ある居住環境を兼ね備えた都市づくりを進めます。都市づくりの基本理念として、広域交流拠点や地域特性を活かした特色ある産業が充実し、魅力ある暮らしを支える都市づくりを掲げております。

続きまして、豊田市を含む豊田都市計画区域ですが、「元気」として、自動車産業を始めとしたモノづくり産業の中核として維持・強化された都市づくり、「暮らしやすさ」として、都市部や中山間地域の多様なライフスタイルで暮らせる都市づくりを進めます。都市づくりの基本理念として、未来に誇れる産業を支え、人と自然が共生する暮らしを育む都市づくりを掲げております。

続きまして、岡崎市を含む西三河都市計画区域ですが、「元気」として、広域交通体系を活かし、産業が発展する都市づくり、「暮らしやすさ」として、働く場と生活の場が公共交

通や道路網で連携した暮らしやすい都市づくりを進めます。都市づくりの基本理念として、モノづくり産業が力強く発展し、働く場と生活の場が公共交通や道路網で連携した暮らしやすい都市づくりを掲げております。

最後に、豊橋市を含む東三河都市計画区域ですが、「元気」として、工業、農業、観光など多様な産業が育まれる都市づくり、「暮らしやすさ」として、まちなかから郊外の暮らしまで豊かな暮らしを実感できる都市づくりを進めます。都市づくりの基本理念として、自然や歴史を活かし、観光、農業、工業などの多様な産業が育まれ、豊かな暮らしを実感できる都市づくりを掲げております。

マスタープラン改定に向けた今後の検討及び作業予定になりますが、第2回の検討会議では、都市計画区域の将来都市像や土地利用、都市施設などの主要な都市計画の決定などの方針などの検討を行い、マスタープランの改定素案を作成します。その後、国、市町村、または県庁内の各課などの関係機関との調整を行い、都市計画原案を作成したいと考えております。

なお、都市計画区域マスタープラン、そして区域区分の見直しに関する検討状況につきましては、適宜都市計画審議会に報告させていただく予定としております。都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しに関する報告につきましては、以上でございます。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

**【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】**

何もなければ、聞いてみたいことが一つございます。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

春山委員、お願いいたします。

**【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】**

すみません。余計なことばかり伺いたいんですけども。

ここでいう土地利用っていうのは、様々な形で、ここは農地にします、このところは果樹園にしますというような、その分けまでをこの中に入れ込んで考えるというふうに理解したらいいんですか。それとも、またあるいは土地利用そのものは様々、時期的にも、どのようなやり方をしたら洪水にはある程度強いとか、そういうような農業との関わ

りないしは林野との関わりっていうところまで考えておられる言葉なのかを聞かせていただけるとありがたいんですけども、土地利用そのものについて。

【都市計画課長 八田陽一】

土地利用につきましては、もちろん都市計画法そのものが農林水産業との調整というのを第一に考えておりますので、そういうものと調整を図りながら、どこを開発したらいいのか、保全したらいいのかということを決めていくものでございます。

都市計画区域マスタープランにつきましては、具体的な場所がどこだというよりも、土地利用の考え方につきまして詳しく記載していくというふうに考えております。その記載にあたりましては、農業との調整というのを念頭に置きまして記載していくことになろうかと思えます。

もう一つ、区域区分の見直しにあたりましても同様に、同じような考え方を記載した後に、こちらのほうは具体的にどこどこを市街化編入するとか、こういうところは逆線と申しまして市街化調整区域に編入するとか、そういったものも実際には出てくるごとに、具体的な場所も特定しつつやるというような形になろうかと思えます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

何でそのような質問をしたのかと申しますと、私は日本学術会議の仕事をしばらく続けているんですけども、今年も提言を出します。その前の3年前にも地球惑星科学委員会から出しているんですけども、どこに家を建てどうやって住まうのか、どういったところに工場地域を持っていったり、農業地域との共生を図るのかとか、そういうことまで踏み込んだ提言を書いて出しています。オープンになっていますけれども、そういう仕事をしてきたので、具体的に愛知県ではどういうふうに都市計画の中でそういった緑地計画を成していくのかとか、公園計画を成していくのかということに非常に興味があったので伺ったんですね。

質問の意図はそれだけです。

【都市計画課長 八田陽一】

どういうところというふうな御質問だと思います。

一つは、今後は人口が減少して、全体的には人口が減少していく社会ですが、愛知県におきましては、いまだ人口が増え続けている地域もあると。そういった現状を踏まえて、

減少しているところにつきましては、なるべく機能を集約しながら都市を誘導していきたいという方向性が一つ。

とはいえ、まだ拡大の圧力がある地域もございますので、こういう地域につきましては、特に既存のストック、例えば駅の近く、今日も市街化編入させていただいたところは駅から徒歩圏のところとか、そういうところを、既存ストックを活かせるところを中心に新たな市街地も考えていかなければならない地域もございます。

ただ、全体としてはやっぱり人口減少のほうに向かいますので、最終的に減り始めたときにそこが人口密度がただ下がっていくような地域じゃない、ポテンシャルの高い地域、要は駅に近い、歩いて暮らせるようなところに市街化区域をまとめていこうという。これは規制というよりは、今後は誘導という方向性を持ってやっていかなければいけないと思っていますけれども、そういう都市機能が今集まっている地域、それから都市機能を集める地域、その周りに居住を集めていくという方向性で市街化区域を定めていきたいと考えております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

今、御説明ありましたけれども、今後より具体的にそういった方向について作業が進められていくのかと思います。冒頭にも少し申し上げましたけれども、愛知県の場合まだ人口増の部分もあるということですが、全体的にはもう減少していますし、今後の長い目で見れば減少は避けられないというところもある中で、今まで日本の都市っていうのは全て常に人口が増えて成長を経験してきたわけなので、そういったまちづくり、地域づくりっていうのはかなり経験があるんですが。

そういう意味で、今後人口減少、高齢化する中で、なおかつ災害に強く、そして持続可能な社会をつくっていくということをやらなきゃいけない中で、今打ち出されている大きな方針は集約、いわゆるコンパクト化とその間を交通体系で結ぶという考え方なわけです。

今後そういった方向に向けてより具体的な誘導、今までの現状肯定はもちろんですが、それだけではなくて、どうやってこれを誘導してそういった形に持っていくのかというところをぜひこれから意識しながら、春山委員からも御意見いただいたようなこともありますので、作業を進めていっていただきたいというふうに申し添えさせていただきます。

そのほか何かございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようですので、事務局からの報告事項につきましては、これで終わらせていただきます。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、大変御熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】**

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(閉会 午後3時11分)